

第154回国会 内閣が提案予定している法律案・条約要旨

(環境関連法)

第百五十四国会（通常）に内閣が提出を予定している環境関連の法律案及び条約の要旨はのとおり。

なお、この内容は、一月二十一日現在における内閣提出予定法案等の取りまとめであり、今後件名等の追加、変更がありうる。

環境関連の法律案

○土壌汚染対策法案（仮称）

土壌の汚染の状況の把握、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図る。

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため、京都議定書の目標を達成するための計画について規定するとともに、温室効果ガスの排出抑制等に関する国民の取組の強化、我が国における温室効果ガス排出・吸収量の算定に係る国内制度の整備等所要の措置を講じる。

○自然公園法の一部を改正する法律案

自然公園における優れた自然の風景地の保護とその適正な利用を図るため、特別地域内の行為の規制項目の拡充、利用調整地区制度の新設、優れた自然の風景地の保護を推進するための風景地保護協定制及び公開管理団体制度の新設等の改正を行う。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案（仮称）

「障害者に係る欠格条項の見直しについて」（平成十一年障害者施策推進本部決定）を踏まえ狩猟免許に係る障害者の欠格事由の適正化を図るとともに、水鳥の鉛中毒の防止のため水辺域における鉛製の散弾の使用を禁止する等の改正を行う。

○使用済自動車の再資源化に関する立法案（仮称）

使用済自動車について、資源の有効利用の確保及び適正な処理を図るため、自動車製造事業者等に自動車破碎残さ当の再資源化等を義務付ける等関係者に対する所要の措置を講ずる。

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

近年、エネルギー需要の増加が著しいオフィスビル、大規模小売店、ホテル、病院等の業務部門等におけるエネルギーの使用の合理化に向けた措置の強化を図るため、第一種エネルギー管理指定工場の対象拡大及び大二種エネルギー管理指定工場に対する定期の報告の義務付け等の改正を行う。

○消防法の一部を改正する法律案（仮称）

最近における火災に関する状況等にかんがみ、違反を是正するための消防機関等による立入検査の強化、命令の要件の明確化等について所要の整備を図るとともに、防火管理の適正な実施を確保するための定期点検報告制度を導入し、また、消防法令違反に対する罰則の強化を行なう等の改正を行う。

環境関連条約

◇モントリオール議定書九七年改正（仮称）

オゾン層破壊物質について、議定書の非締約国との貿易を禁止する物質の追加等について定める。

◇モントリオール議定書九九年改正（仮称）

オゾン層破壊物質について、新たな規制物質の追加、ハイドロクロロフルオロカーボン（HFC）の生産量規制、貿易規制の導入等について定める。

◇残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（仮称）

ダイオキシン、PCB等の残留性有機汚染物質の製造・使用の規制等について定める。

○機構変動枠組条約京都議定書（仮称）

先進国及び市場経済移行国がCO₂等の排出を2008～2012年に1990年水準に比し5%削減（我が国は6%）すること等を定める。